

## ○阪神水道企業団庁舎建設基金条例

制 定 平成4年3月23日 条例第1号

(設置)

**第1条** 阪神水道企業団の庁舎建設に係る必要な経費に充てるため、阪神水道企業団庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 水道事業会計予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収益の全額

(管理)

**第3条** 基金に積み立てた現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第4条** 企業長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第5条** 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 庁舎建設、改良に必要な経費に充てるとき。
- (2) 庁舎建設用地取得に必要な経費に充てるとき。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

### 附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。